

吳市教育委員会議題
(令和2年6月29日定例会)

吳市教育委員会

令和2年6月29日

呉市教育委員会定例会日程

- 1 会期決定について
- 2 前回会議の報告
- 3 教議第28号 呉市教育委員会教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について
- 4 教議第29号 呉市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則の制定について
- 5 教議第35号 呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 6 報告第23号 呉市立小中学校施設の耐震化の状況について
- 7 報告第24号 令和元年度学校安全の状況について
- 8 教議第30号 令和3年度呉市立呉高等学校入学者選抜について
【非公開】
- 9 報告第25号 第5次呉市長期総合計画の基本的な考え方について
【非公開】
- 10 教議第31号 呉市立小学校及び中学校通学区域審議会委員の委嘱又は任命について
(人事案件)【秘密会】
- 11 教議第32号 呉市いじめ問題調査委員会委員の委嘱について
(人事案件)【秘密会】
- 12 教議第33号 呉市社会教育委員の委嘱について (人事案件)【秘密会】
- 13 教議第34号 呉市立図書館協議会委員の委嘱について
(人事案件)【秘密会】

教議第 28 号

呉市教育委員会教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について

呉市教育委員会教職員住宅管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

呉市教育委員会教職員住宅管理規則の一部を改正する規則

呉市教育委員会教職員住宅管理規則（平成 17 年呉市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第 6 条関係）				別表（第 6 条関係）			
名称	所在地	使用料	備考	名称	所在地	使用料	備考
大浜教員住宅	呉市豊浜町 大字大浜字 浜 1 1 3 1 番地	7, 7 0 0 円	延べ面 積 4 1 ㎡以上 6 2 ㎡ 未満	沖友下西 垣内住宅	呉市豊町沖 友字下西垣 内 1 5 2 4 番地 1	7, 5 0 0 円	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提案理由）

大浜教員住宅を廃止するため、この規則案を提出する。

議案資料 呉市教育委員会教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正の趣旨

大浜教員住宅は、施設の老朽化が著しく、今後の利用が見込まれないため、当該施設を廃止するものです。

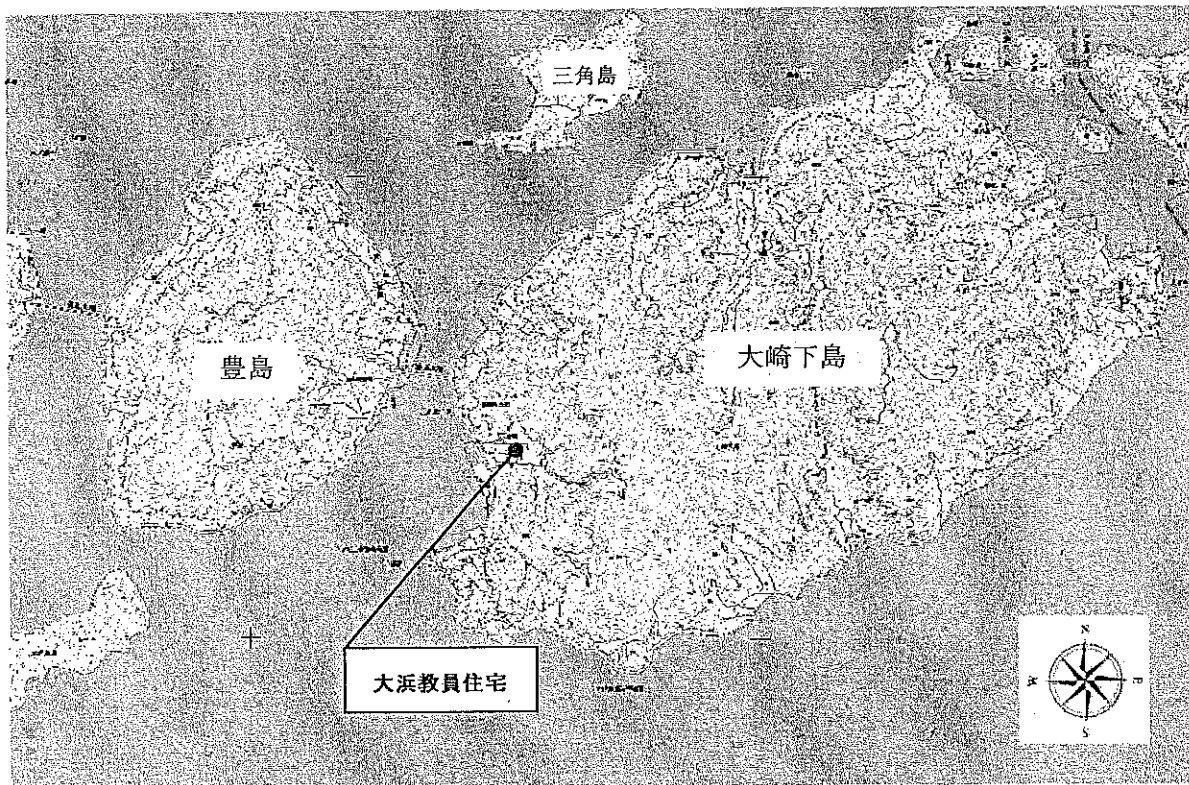
2 施設概要

名称	建設年度	構造	階数	入居可能戸数
大浜教員住宅	昭和45年度	鉄筋	3階建て	6戸

3 施行期日

公布の日

4 位置図



教議第 29 号

呉市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則の制定について
呉市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則を次のように定める。

呉市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則

呉市外国語指導助手任用規則（令和 2 年呉市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(年次有給休暇)</p> <p>第 11 条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 所属長は、年次有給休暇を外国語指導助手が請求に基づき与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第 13 条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) ～(2) 略</p> <p>(3) ～(11) 略</p> <p>2 前項第 1 号から第 4 号まで、<u>第 8 号及び第 11 号</u>の特別休暇は有給とし、<u>第 5 号から第 7 号まで</u>、<u>第 9 号及び第 10 号</u>の特別休暇は無給とする。</p> <p>3 略</p> <p>(免職、休職等)</p> <p>第 30 条 略</p> <p>2 委員会は、外国語指導助手が次の各号のいずれかに該当する場合には、その</p>	<p>(年次有給休暇)</p> <p>第 11 条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 所属長は、年次有給休暇を外国語指導助手の請求に基づき与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第 13 条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) ～(2) 略</p> <p><u>(3) 外国語指導助手が夏季における諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1 の年度の 7 月から 9 月までの期間内における原則として連続する 3 日</u></p> <p>(4) ～(12) 略</p> <p>2 前項第 1 号から第 5 号まで、<u>第 9 号及び第 12 号</u>の特別休暇は有給とし、<u>第 6 号から第 8 号まで</u>、<u>第 10 号及び第 11 号</u>の特別休暇は無給とする。</p> <p>3 略</p> <p>(免職、休職等)</p> <p>第 30 条 略</p> <p>2 委員会は、外国語指導助手が次の各号のいずれかに該当する場合には、その</p>

意に反してこれを休職することができる。

(1) 第13条第1項第5号に規定する場合を除くほか、外国語指導助手が病気（第33条第1項の疾病を除く。）、負傷その他やむを得ない理由により勤務できない日が連続して20日（日曜日、土曜日、祝日法による休日及び代休日を含む。次項の日数において同じ。）を超える場合

(2) 略

3 略

(休暇及び休職の手続)

第34条 第12条第1項、第13条第1項第1号から第10号まで及び第14条から第17条までの休暇等を取得する場合は予定日数を、第13条第1項第11号の休暇を取得する場合は予定日数及び取得理由をあらかじめ所属長に届け出て承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができなかつた場合は、事後において速やかに届け出て所属長の承認を得なければならない。

2～4 略

意に反してこれを休職することができる。

(1) 第13条第1項第6号に規定する場合を除くほか、外国語指導助手が病気（第33条第1項の疾病を除く。）、負傷その他やむを得ない理由により勤務できない日が連続して20日（日曜日、土曜日、祝日法による休日及び代休日を含む。次項の日数において同じ。）を超える場合

(2) 略

3 略

(休暇及び休職の手続)

第34条 第12条第1項、第13条第1項第1号から第11号まで及び第14条から第17条までの休暇等を取得する場合は予定日数を、第13条第1項第12号の休暇を取得する場合は予定日数及び取得理由をあらかじめ所属長に届け出て承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができなかつた場合は、事後において速やかに届け出て所属長の承認を得なければならない。

2～4 略

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

呉市外国語指導助手の特別休暇について、他の呉市会計年度任用職員との差違を生じさせないように、所要の規定の整備を行うため、この規則案を提出する。

議案資料 呉市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正の趣旨

呉市外国語指導助手の特別休暇について、他の呉市会計年度任用職員との差違を生じさせないため、所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

- (1) 特別休暇における夏季休暇に係る規定の新設をします。
- (2) 夏季における諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合、7月から9月までの期間内で特別休暇を3日取得することができます。

3 施行期日

公布の日

教議第 35 号

呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を
改正する規則の制定について

呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を
改正する規則

呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成 7 年呉市教育委員会規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第 2（第 9 条関係）		別表第 2（第 9 条関係）	
特別休暇を受けることができる事由	特別休暇の期間	特別休暇を受けることができる事由	特別休暇の期間
(1) ～ (14) 略		(1) ～ (14) 略	
(15) 配偶者、父母、配偶者の父母、子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）若しくは孫（子の子をいう。）の看護（負傷し、又は疾病にかかったその者の世話をを行うことをいう。以下この号において同じ。）を行う職員が当該職員以外に看護を行う者がいないため（中学校就学の始期に達するまでの子（以下この号において「中学校就学前の子」という。）を養育する場合にあっては、当該中学校就学前の子の看護のため）、又は中学校就学前の子を養育する職員が当	1 の年度において 5 日（以下「基本日数」という。）を超えない範囲内で必要と認める日又は時間。ただし、中学校就学前の子を 2 人以上養育する場合には、基本日数に当該中学校就学前の子の看護又は当該中学校就学前の子についてアからウまでに掲げる事項を行うために 5 日を加えた日数を超えない範囲内で必要と認める日又は時間とする。	(15) 配偶者、父母、配偶者の父母、子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）若しくは孫（子の子をいう。）の看護（負傷し、又は疾病にかかったその者の世話をを行うことをいう。以下この号において同じ。）を行う職員が当該職員以外に看護を行う者がいないため（中学校就学の始期に達するまでの子（以下この号において「中学校就学前の子」という。）を養育する場合にあっては、当該中学校就学前の子の看護のため）、又は中学校就学前の子を養育する職員が当	1 の年度において 5 日（以下「基本日数」という。）を超えない範囲内で必要と認める日又は時間。ただし、中学校就学前の子を 2 人以上養育する場合には、基本日数に当該中学校就学前の子の看護又は当該中学校就学前の子についてアからウまでに掲げる事項を行うために 5 日を加えた日数を超えない範囲内で必要と認める日又は時間とする。

<p>該中学校就学前の子について次に掲げる事項を行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>ア 疾病の予防のために予防接種又は健康診断を受けさせること。</p> <p>イ 感染症の予防のために在籍する学校等が臨時に休業となった場合の世話</p> <p>ウ 在籍し、又は在籍することとなる学校等が実施する行事への出席</p>	<p>該中学校就学前の子について次に掲げる事項を行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>ア 疾病の予防のために予防接種又は健康診断を受けさせること。</p> <p>イ 感染症の予防のため又は<u>気象警報等により</u>、在籍する学校等が臨時に休業となった場合の世話</p> <p>ウ 在籍し、又は在籍することとなる学校等が実施する行事への出席</p>
(16)～(23) 略	(16)～(23) 略

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則は、令和2年4月1日から適用する。

(提案理由)

広島県において、職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行うため、この規則案を提出する。

議案資料 呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正の趣旨

職員の仕事と家庭を両立できる職場環境づくりの推進のため、広島県において、職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部が改正されたことに伴い、呉市立呉高等学校教職員の特別休暇に関する所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

家族を看護するための特別休暇について、気象警報等により中学校就学前の子が在籍する学校等が臨時休業となった場合を追加します。

3 施行期日

公布の日から施行し、改正後の呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則は、令和2年4月1日から適用します。

呉市立小中学校施設の耐震化の状況について

学校施設課

【H31.4.1現在】

区 分	全 体		内 訳 (棟)				
	校 数	棟 数	新耐震	旧 耐 震			
				A判定	B判定	C判定	優先度調査
小学校	36	128	55	68	3	2	0
中学校	26	110	58	47	1	3	1
合 計	62	238	113	115	4	5	1
耐震化率	95.8 %		228 (耐震棟数)	10 (未耐震棟数)			

令和元年度 施工内容

- 【中学校】 ・音戸中学校視聴覚教室改修工事及び技術教室棟解体
 ・安浦中学校体育館改築実施設計
 ・安浦中学校旧給食室解体

※耐震補強可能なものは平成28年度で完了済み



【R2.4.1現在】

区 分	全 体		内 訳 (棟)				
	校 数	棟 数	新耐震	旧 耐 震			
				A判定	B判定	C判定	優先度調査
小学校	35	126	53	68	3	2	0
中学校	25	106	57	46	0	3	0
合 計	60	232	110	114	3	5	0
耐震化率	96.6 %		224 (耐震棟数)	8 (未耐震棟数)			

令和2年度 施工予定

- 【小学校】 ・横路小学校仮設校舎建設
 【中学校】 ・和庄中学校仮設校舎建設
 ・東畑中学校外構
 ・安浦中学校体育館建設

令和元年度 学校安全の状況について

学校安全課

1 交通事故の状況

(1) 年度別発生件数

(単位：件)

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
23	14	18	9	10

注) 件数は、救急搬送された事故(軽微な事故を含む。)件数

(2) 令和元年度状況別発生件数

(単位：件)

校種・ 時間帯 状況	小学校				中学校				呉高校	合計
	登校時	下校時	放課後	休業日	登校時	下校時	放課後	休業日	登校時	
横断歩道横断中		2			1					3
飛び出し		1	1	1						3
自転車乗車中			3						1	4
その他										
合計		3	4	1	1				1	10

注) 件数は、学校から報告があった交通事故件数

(3) 主な対策

- ア 通学路の安全点検や「安全マップ」を利用した交通安全指導の実施
- イ 「呉市通学路安全推進会議」の設置による組織的・計画的な通学路危険箇所の改善
- ウ 「交通安全教室」, 「自転車教室」, 「小学校入学前の交通安全指導」, 「呉子ども交通安全推進隊」の実施
- エ 児童生徒が自らの命を守る能力を育成するための指導
- オ 保護者、地域等と連携した登下校時の見守り活動の実施

2 学校事故の状況

(1) 学校事故発生件数

(単位：件)

	小学校	中学校	呉高校	合計
平成27年度	812	723	59	1,594
平成28年度	692	690	54	1,436
平成29年度	662	598	81	1,341
平成30年度	620	655	70	1,345
令和元年度	638	580	81	1,299

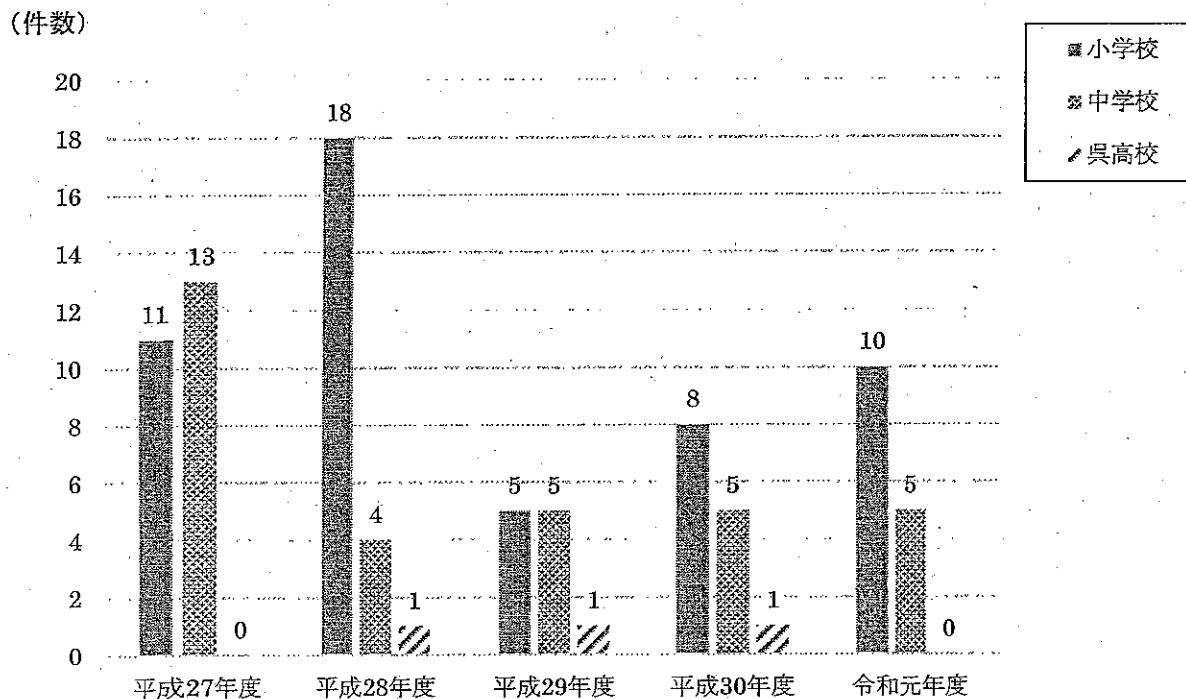
注) 件数は、日本スポーツ振興センターに共済給付申請済の事故件数

(2) 主な対策

- ア 各学校における学校事故の未然防止に関する対策の推進
- イ 学校事故発生時の危機管理体制の確立

3 不審者の状況

(1) 不審者情報報告件数



注) 件数は、学校等から提供を受けた不審者情報を市民に向け配信した件数

(2) 主な対策

ア 「地域安全マップ」づくりや防犯教室等による子どもの危険予測・回避能力を育成する取組の推進

イ 登下校の安全指導及び教職員や保護者、地域による見守り活動の実施

ウ 迅速な不審者情報の収集及び「呉市防災情報メール」、「呉市公立学校メール」等の発信による犯罪の未然防止

エ 登下校時に、児童生徒が駆け込める緊急避難場所として商店や家庭等を「呉こども110番の家」として登録